

## 中部運輸局自動車交通部

平成30年12月13日14時00分発表

連絡先  
中部運輸局自動車交通部  
自動車監査官 岡田、加藤  
TEL 052-952-8038

中部運輸局愛知運輸支局  
監査担当 小川、唐澤  
TEL 052-351-5313

**乗合バス事業者に車両使用停止処分及び文書警告**

平成30年9月28日に愛知運輸支局が豊鉄タクシー株式会社の田原営業所を監査した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、同法第40条の規定に基づき下記のとおり事業用自動車の車両使用停止処分及び文書による警告を行いましたのでお知らせします。

## 記

- 1 行政処分事業者及び営業所  
事業者名：豊鉄タクシー株式会社（取締役社長 浅野 丈夫）  
住 所：愛知県豊橋市下地町字北村92番地の1  
営 業 所：田原営業所（愛知県田原市神戸町後申18-5）
- 2 行政処分等の内容  
平成30年12月13日付け 180日車（2両×90日間）  
中部運輸局長名による事業用自動車の車両使用停止処分及び文書警告
- 3 監査実施の端緒  
田原市のコミュニティバス「ぐるりんミニバス」の平成30年9月18日から平成30年9月20日の運行について、「車検切れ」の状態バスを運行した旨の報告が平成30年9月21日に愛知運輸支局にあったことから、管理体制等を確認するため、監査を実施した。
- 4 違反内容及び違反条項
  - ①自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していた。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第45条）  
（道路運送車両法第58条第1項）
  - ②運転基準図の記載事項が不適切であった。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項）

5	行政処分等事業者に対する違反点数付与状況	
	当該行政処分等により付された違反点数	18点
	当該事業者の累積違反点数	18点

以上